

聖隷クリストファー大学・聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校の 学生のための駐車場及び駐輪場利用運用内規

- (目的)
- 第1条 この内規は、聖隷学園駐車場・駐輪場(以下、「駐車場」、「駐輪場」という。)の聖隷クリストファー大学及び聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校(以下「大学等」という。)の学生(以下「学生」という。)の利用について必要なことを定める。
- (許可)
- 第2条 「聖隷クリストファー大学・聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校の学生のための自動車、自動二輪車、原動機付自転車並びに自転車通学許可運用内規」に従い許可申請した上、許可された場合のみ利用が認められる。通学を認められた学生で駐車場・駐輪場使用許可にあたり、申請者数が収容台数を超える場合は、通学距離、その他の通学手段を考慮の上許可する。
- (手続き)
- 第3条 駐車場・駐輪場の使用を希望する学生は所定の書類に必要事項を記入し、通学許可申請時に学生サービスセンターへ願出すること。
2. 自転車の通学許可申請手続きは卒業・修了までは自動更新とする。
 3. 自動車及び自動二輪車・原動機付自転車は毎年通学許可申請手続きをする。
- (許可期間)
- 第4条 原則として1年間とする。但し、年度の途中で許可された場合は、当該年度末までを許可期間とする。
- (駐車位置)
- 第5条 学生が利用可能な駐車場は、法人事務局企画部管理担当・財務部及び学生サービスセンターが周知する。
- (料金)
- 第6条 料金は別表のとおりとする。
2. 一旦納めた登録料、使用料は原則返還しない。但し、前期の間に、休学、退学等の理由により駐車場の使用を必要としなくなった者が、駐車カードを添えて申請した場合、後期分の使用料を返還する。
 3. 料金は学生サービスセンターに納入すること。
- (注意事項)
- 第7条 駐車場の使用を許可された学生には駐車カードを交付する。
2. 駐車カードは汚損、紛失しないようにすること。汚損、紛失した場合は、学生サービスセンターまで遅延なく届け出て再交付を受けること。
 3. 学内においては、教職員の指示に従うこと。
 4. 駐車カードは、使用許可期間途中であっても大学等より指示されたときには遅滞なく返却すること。
 5. 許可車を変更する場合は、遅延なくその旨を学生サービスセンターへ申し出ること。

- (駐車場使用上の注意)
- 第 8 条 駐車場内での事故等について、大学等は一切責任を負わないので慎重な運転を心がけること。
2. 駐車カードについて、駐車場の使用を許可された者は、登校の際忘れずに駐車カードを持参すること。駐車カードがないと駐車場内には入れないので注意すること。又、他人に貸与・譲渡してはならない。
 3. 駐車カードの有効期限については、駐車場の使用を許可された期間とする。4 月～翌年 3 月迄の 1 年間以内とする。
 4. 駐車カードの返却について、次のような事由が発生した場合は遅滞なく学生サービスセンターへ返却すること。
 - (1) 卒業・修了するとき
 - (2) 退学するとき
 - (3) 駐車カードを損傷したとき
 - (4) 年度途中で駐車場使用許可を取り消されたとき
 - (5) その他学校大学等より返却を指示されたとき
 5. 駐車カードの再発行について、駐車カードを紛失した場合は、所定の用紙に必要な事項を記入し、学生サービスセンターへ申請すること。駐車カードの再発行ができるまでは、駐車場は使用できない。料金は別表のとおりとする。
 6. 駐車場使用許可の継続希望について、新年度において引き続き駐車場・駐輪場の使用を希望する場合は、学生サービスセンターに申請すること。
- (違反者への処分)
- 第 9 条 次の違反をした場合は、内容によって、駐車違反ステッカー貼付、タイヤロックを行い、「キャンパスルールを守らない学生への対応に関する内規」に沿って注意・指導・厳重注意・警告及び懲戒処分を行う。
- (1) 指定の駐車場・駐輪場に駐車・駐輪しないとき
 - (2) 駐車カードを他人に貸与したり、他人の駐車カードを使用して駐車場に駐車したとき
 - (3) 駐車場利用の更新手続きをせずに、無許可で引き続き使用したとき
 - (4) その他注意事項を守らないなど、大学等の指示に従わないとき
- (所管)
- 第 10 条 駐車場及び駐輪場に関する事は、法人事務局企画部管理担当・財務部及び学生サービスセンターが取り扱う。
- (改廃)
- 第 11 条 この内規の改廃は、学生支援協議会の意見を聞き、大学部長会及び専門学校管理者会が行う。

附則	この規程は 1992 年 4 月 1 日から施行する。
附則	1996 年 4 月 1 日一部改訂
附則	2000 年 4 月 1 日一部改訂(学生サービスセンター)
附則	2002 年 4 月 1 日一部改訂(料金、違反者への処置)
附則	2018 年 4 月 1 日一部改訂(目的、駐車位置、料金、違反者への処置、臨地・臨 床実習時の自動車、自動二輪車、原動機付自転車の使用、所管、改廃)
附則	2022 年 3 月 1 日一部改訂(料金)
附則	2024 年 4 月 1 日一部改訂(手続き、駐車位置、違反者への処分、改廃、別表)
附則	2025 年 4 月 1 日一部改訂(別表.<料金表>)

別表.<料金表>

内 訳	自動車	自動二輪車・ 原動機付自転車	自転車
登録料	卒業予定年度までの登録料を一括で納入(年間 500 円)		
駐車カード代	2,000 円	なし	
使用料	(年額)18,000 円 但し、年度の途中から使用する場合は、 月額 1,500 円に開始月から 3 月までの月 数を乗じた金額とする。 ※大学院生は半額とし、通常の修了予 定年度までの分を一括で納入する。	登録料に含む	
再交付料	2,000 円(駐車カード代及び事務手数料)	なし	

※登録料は、自転車から自動車など通学方法を変更した場合でも、一度納入すれば新たに
納入する必要はない